

～ 男女共同参画ってどういうこと？ ～

令和 3 年度にスタートした第 4 次石狩市男女共同参画計画（裏面をご参照ください）では、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていくうえで、まずは市民の皆様にも男女共同参画に関する用語の意味を知っていただき、市民の皆様一人ひとりが自分の問題と捉え意識を高めていただけることが大事だと考えております。

以下に、男女共同参画に関する用語についての説明を記載しておりますので、男女共同参画について考えるきっかけとしていただければと存じます。

男女共同参画社会

「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、お互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野で自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる社会のことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

・ L G B T （エルジービーティー）

性的少数者（性的マイノリティ）を表す言葉の一つとして多く使われている言葉です。

- L（レズビアン） 女性の同性愛者
- G（ゲイ） 男性の同性愛者
- B（バイセクシャル） 両性愛者
- T（トランスジェンダー） 心の性と体の性が一致しない人

このほかにもさまざまなセクシャリティ（性的指向や性自認）が存在するため、「LGBTQ」や「LGBTs」などと表現したり、性的指向と性自認の英語の頭文字をとって「SOGI（ソジ）」という言葉で表現することもあります。

・ D V （ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力のことで、主に次の 4 つの行為に分類されます。

- 身体的暴力 殴る・蹴る・物を投げつける など
- 精神的暴力 大声で怒鳴る・長期間無視し続ける・交友関係や電話を細かく監視する など
- 経済的暴力 生活費を渡さない・外で働くなと言ったり仕事を辞めさせたりする など
- 性的暴力 嫌がっているのに性的な行為を強要する など

※相談窓口一覧を同封していますのでご活用ください



第4次石狩市男女共同参画計画を策定しました

計画期間は、令和3～7年度までの5年間です。前計画の課題や成果を整理し、これまでの視点を継承しつつ、多様化する社会情勢に総合的に対応する視点を加えました。本市に適した施策事業を展開し、地域社会全体として男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進します。

基本目標

01 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

家庭や学校教育、生涯学習などを通じて、生活や慣習、意識の中から、固定的な性別役割分担意識の解消、個人の尊重と男女平等の意識づくりを図ります。

02 あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

市政や雇用の場、家庭や地域などで男女共同参画の必要性を実感できる取り組みや、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進します。

ワーク・ライフ・バランスとは？ 仕事と生活の調和のことで、一人一人がやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

03 安心して暮らせる社会の実現

女性の視点に立った避難所運営、防災組織への女性参画の促進、DVなど暴力の未然防止・早期発見とその後の支援、性的マイノリティの方など多様な生き方を理解して尊重する取り組みを行います。

基本理念

「自立社会の形成」
「男女平等の確立」

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消

重点 施策2 子どもの男女共同参画の理解促進

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策2 働く場における男女共同参画を推進するための環境づくり

重点 施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

重点 施策1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

施策2 地域防災における男女共同参画の推進

施策3 多様性を尊重する環境づくり





第4次石狩市男女共同参画計画を策定しました

計画期間は、令和3～7年度までの5年間です。前計画の課題や成果を整理し、これまでの視点を継承しつつ、多様化する社会情勢に総合的に対応する視点を加えました。本市に適した施策事業を展開し、地域社会全体として男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進します。

基本目標

01 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

家庭や学校教育、生涯学習などを通じて、生活や慣習、意識の中から、固定的な性別役割分担意識の解消、個人の尊重と男女平等の意識づくりを図ります。

02 あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

市政や雇用の場、家庭や地域などで男女共同参画の必要性を実感できる取り組みや、仕事と生活を両立できる**ワーク・ライフ・バランス**の取り組みを推進します。

ワーク・ライフ・バランスとは？ 仕事と生活の調和のことで、一人一人がやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

03 安心して暮らせる社会の実現

女性の視点に立った避難所運営、防災組織への女性参画の促進、DVなど暴力の未然防止・早期発見とその後の支援、性的マイノリティの方など多様な生き方を理解して尊重する取り組みを行います。

基本理念

「自立社会の形成」
「男女平等の確立」

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消

重点 施策2 子どもの男女共同参画の理解促進

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策2 働く場における男女共同参画を推進するための環境づくり

重点 施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

重点 施策1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

施策2 地域防災における男女共同参画の推進

施策3 多様性を尊重する環境づくり



ひとりで悩まずご相談ください



緊急時は **110 番通報** を！

作成：石狩市環境市民部広聴・市民生活課

相談内容・情報	名 称	連 絡 先	受付時間
離婚・別居・配偶者等からの暴力など	北海道立 女性相談援助センター	011-666-9955	月～金 9:00 ～ 17:00 17:30 ～ 20:00 土・日・祝 9:00 ～ 18:00 ※年末年始除く
配偶者等からの暴力 など	DV相談ナビ	#8008 はれれば	同上
	DV相談 ^{プラス} +	0120-279-889 つなぐ はやく	24 時間
	北海道環境生活部 くらし安全局	011-221-6780	月～金 9:00 ～ 17:00 ※年末年始・祝日除く
	北海道石狩振興局	011-232-4760	同上
	石狩市広聴・市民生活課 石狩市花川北6条1丁目30-2 市役所1階⑩番窓口	0133-72-3191	月～金 8:45 ～ 17:15 ※年末年始・祝日除く
DV被害に遭っている女性の支援・民間シェルター	NPO法人 女のスペース・おん	011-219-7011	月～金 10:00 ～ 17:00 ※年末年始・祝日除く
セクハラ・職場でのいじめ・ストーカー・配偶者等からの暴力など	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金 8:30 ～ 17:15
人権侵害・LGBTについてなど	石狩市の人権相談 (人権擁護委員)	0133-72-3191	毎月第3火曜日 13:30 ～ 16:00 ※年末年始・祝日除く
ストーカー・家庭内暴力・子どもの非行など	北海道警察本部 相談センター	011-241-9110 または #9110	24 時間
性犯罪・性暴力の被害に遭われた方や そのご家族	性犯罪被害 110 番 (北海道警察本部)	0120-756-310 または #8103 ハートさん	24 時間
	性暴力被害者支援センター 北海道 SACRACH (さくらこ)	050-3786-0799 または #8891 はやくワンストップ	月～金 10:00 ～ 20:00 ※年末年始・祝日除く
10代・20代の方のDV・性暴力など	北海道の若い人のための DV・性暴力 SNS 相談 Hokkaido	https://www.hokkaido-shelter.net.com	月～金 10:00 ～ 15:00 ※年末年始・祝日除く

相談内容・情報	名 称	連 絡 先	受付時間
女性が抱える不安や 心配事 生理用品の提供	女性相談 (北海道家庭生活カウンセラー クラブ石狩地区) 市役所 1 階相談室ほか	0133-72-3227 (R4 年 3 月から 第 3 木曜日は南コミ で面談のみ実施)	第 1・2・3 火曜・第 3 木曜 10:00 ~ 15:00 第 4 火曜 13:00 ~ 16:00 ※年末年始・祝日除く
生活上の心配事・ 悩み事	住民よろず相談 (民生委員) ①りんくる 2 階会議室 ②厚田保健センター ③高齢者生活福祉センター	①0133-72-8220 ②0133-78-2521 ③0133-79-5050	①火曜(受付 15 時まで) ②③第 3 木曜(受付 15 時まで) 13:00 ~ 16:00 ※年末年始・祝日除く
弁護士による 無料法律相談	弁護士無料法律相談 (市役所 1 階 広聴・市民生活課)	0133-72-3191 (要事前予約)	相談日 毎月第 1・3 水曜日 (祝日等 一部変更あり) 13:30 ~ 15:30
女性弁護士による 女性のための 無料法律相談	女性のための相談室 (北海道立女性プラザ 札幌市中央区北 2 西 7 かでる 2・7 6 階)	011-251-6349	相談日 毎月第 2・4 水曜日 (一部変更あり) 13:15 ~ 15:45 1 ヶ月前より予約受付開始 (月~土 9:00~17:00)
司法書士による 無料法律相談	①なのはな相談センター (女性司法書士対応) ②札幌司法書士会 法律相談センター (札幌市中央区大通西 13 中菱ビル 6 階)	①電話相談 011-522-5625 ②面談予約 011-272-9035	①月 12:00~15:00 木 16:00~19:00 ②月~金 9:00~17:00 面談月~金 13:00~17:00
ひとり親世帯の不安 児童虐待や 子どもの養育等	こども・ひとり親相談 (市役所 2 階 子ども相談センター)	0133-72-3195	月~金 9:00 ~ 16:00 ※年末年始・祝日除く
不登校・友人関係・ 学習について悩みの あるお子さんや 子育ての不安等を 抱える保護者の方	スクールソーシャルワーカー による特別支援・不登校相談 (市役所 4 階 教育支援課)	0133-76-8000	月~木 9:00 ~ 15:00 金 9:00 ~ 14:00 ※年末年始・祝日除く
ひきこもり・不登校 などの子ども・若年 世代・中高年の方と そのご家族の相談	石狩市ひきこもりサポート センター (花川北 3-3-1)	0133-77-5763 home@germer- marche.jp	月~金 10:00 ~ 19:00 ※年末年始・祝日除く
障がいをお持ちの方 やご家族の相談	石狩市障がい者総合 相談支援センター ぷろっぷ(りんくる 1 階)	0133-72-6137 FAX: 0133-72-6138	月~金 8:45 ~ 17:15 ※年末年始・祝日除く
仕事が見つからない、 電気・水道を止められた、 家賃を払えない、住むところ がないなど	お金と暮らしの総合相談窓口 (〔福〕石狩市社会福祉協議会 地域福祉課個別支援係) (りんくる 1 階)	0133-72-8220 (要事前予約)	月~金 8:45 ~ 17:15 ※年末年始・祝日除く